

令和6年度

「美馬市創業等促進事業補助金」

募 集 要 項

<創業・第二創業に対する支援>

美馬市 経済部 企業応援課

1 事業目的

本事業は、創業又は第二創業（以下「創業等」という。）を行う市民や、本市への移住者に対し、予算の範囲内において、その創業等に要する経費の一部を補助する事業です。

本市の地域資源や地域の強みを活かした事業を行う者を支援し、新たな需要や雇用の創出等を促し、本市経済を活性化させ、少子高齢化等本市の地域課題解決することを目的とします。

- ・「**創業**」 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること若しくは、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- ・「**第二創業**」 補助金の交付を受ける年度と同一年度内に先代から事業（会社を含む）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと。

2 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする者は、以下の（１）から（１０）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （１）令和 7 年 3 月末日までに、事業所の所在を本市として創業等をする者であって、次のいずれかに該当する者であること。
 - ・本市に住所を有する者又は移住者であること。

<移住者とは>

創業等を期に本市に転入してきた者で、補助金の交付を申請した日において、本市の住民基本台帳に記載されていない者、又は市外から本市に転入し住民登録を行った者のうち 1 年を経過していない者（いずれも、本市転入前に前住所地で 1 年以上居住していた者に限る。）。

- ・会社創業等の場合にあっては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。法人にあっては、創業等をする企業の代表者又は代表社員が、補助金申請時点で本市に住所を有する者若しくは移住者。
- （２）これまでに創業の経験の無い者、又は申請時点で他の事業の経営をしていない者であること。
 - （３）事業計画書（様式第 2 号）作成にあたり、創業支援等事業者における経営指導員等の指導を受けている者であること。
 - （４）申請までに、以下のいずれかの特定創業支援等事業の支援を受けている者。
 - ・女性企業塾（徳島県主催）
 - ・企業力養成講座（公益財団法人とくしま産業振興機構主催）
 - ・創業セミナー（公益財団法人とくしま産業振興機構主催）
 - ・創業相談・個別指導（公益財団法人とくしま産業振興機構主催）
 - ・創業塾（美馬市商工会）
 - （５）創業する事業又は会社が、大企業又はみなし大企業でないこと。
 - （６）市税を滞納していないこと。
 - （７）補助対象期間内に、同一の事業計画で、本市や国（独立行政法人を含む）、県等から補助金の交付を受けていない者又は申請日以降に受ける予定のない者であること。
 - （８）過去に本市の同様の補助金の交付を受けていない者であること。
 - （９）法令順守上の問題を抱えていないこと。
 - （１０）申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、次のすべての要件に該当する事業であること。

- (1) 事業の継続性が十分見込める事業であること。
- (2) 本市の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
 - ※地域資源
本市の特産物として相当程度認識されている農林水産物や、鉱工業製品及びそれらの生産にかかると技術、並びに文化財や自然の風景地などの観光資源。
 - ※地域の強み
本市における産業特性や地理的要因、人材・教育、地域の協力体制など。
- (3) 本市の地域課題の解決に繋がる事業であること。
- (4) 本市において新規性のある事業であること。
- (5) 雇用を創出する事業であること。
- (6) 以下のいずれにも該当しない事業であること。
 - ① 公序良俗に反する事業
 - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
 - ③ 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業ではないこと。
 - ④ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業並びに美馬市農林漁家民宿開業支援事業補助金(平成28年美馬市告示第205号)に規定する農林漁家民宿の事業
 - ⑤ 事業の開始及び継続に対し、本市において他に補助金等の支援制度がある事業
 - ⑥ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でない判断する事業

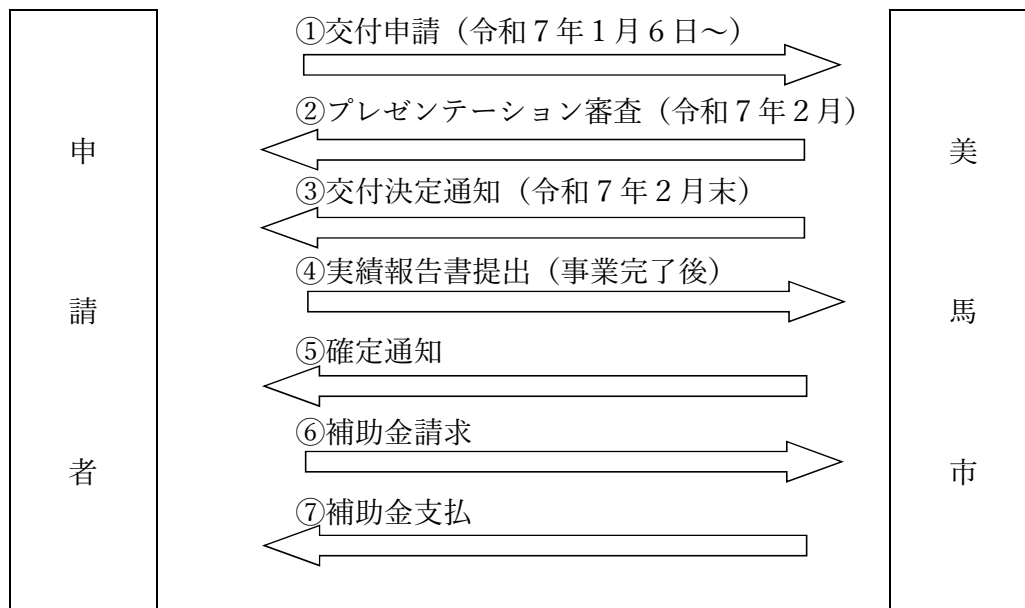
4 補助対象経費等

- (1) 補助対象経費
 - ・補助対象経費は、以下の①から④の要件を全て満たし、補助金の交付決定日の属する4月1日から実績報告提出日までの間で補助対象事業に要した別表1に掲げる経費とします。（消費税及び地方消費税を除く。）
 - ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 交付決定日の属する当該事業年度の契約・発注により発生した経費
 - ③ 実績報告時に証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
 - ④ 申請者若しくはその配偶者若しくは3親等以内の親族又はその者が経営する事業所への支払いでないもの
- (2) 補助率 補助対象経費の3分の2（1,000円未満は切り捨て）
- (3) 補助金額
 - ①移住者の場合 上限額 110万円
 - ・基本額：60万円
 - ・融資利用加算：40万円
 - ・シニア（55歳以上）加算：10万円
 - ②移住者以外の場合 上限額 60万円
 - ・基本額：30万円
 - ・融資利用加算：20万円
 - ・シニア（55歳以上）加算：10万円

5 募集期間

令和7年1月6日 から 令和7年1月31日 まで

6 事業（手続き）の流れ



7 交付申請（応募上の注意）

（1）提出書類について

- ① 美馬市創業等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 美馬市創業等促進事業補助金交付申請書の提出に当たっての同意書兼誓約書(様式第3号)
- ④ 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する書類
※すでに支援を受けている場合に提出してください。
- ⑤ 申請者の住民票抄本
- ⑥ 申請者の完納証明書又は納税証明書
※課税が本市以外の場合は、当該市町村の完納証明書又は納税証明書)
- ⑦ 個人事業の開廃業届出書の写し
※個人事業者で開業済みの場合、税務署の受付印のあるものを添付してください。
- ⑧ 履歴事項全部証明書の写し
※法人で開業済みの場合、申請日から3ヵ月以内のものを添付してください。）
- ⑨ 補助対象経費の内容及び金額が確認できる見積書等の資料
※見積書、請求書、領収書、対象の内容及び状況がわかる資料や写真を添付してください。
- ⑩ 外部調達による資金の内容及び状況がわかる資料
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

なお、提出された書類等は、返却しませんので予めご了承ください。

また、提出された書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

申請に際しては、本募集要項及び、美馬市創業等促進事業補助金交付要綱を十分確認してください。

（2）提出方法について

提出書類を、本交付要領表紙に記載の提出先へ持参により提出してください。

8 審査・交付決定等

提出された書類により、資格要件及び事業内容等を確認するとともに、プレゼンテーション審査を実施し、補助金を交付するべきものと認められる申請者に対して交付決定を行います。

なお、審査会の日時・場所等は、後日、申請者に書面で御連絡いたします。

プレゼンテーション審査の結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、予めご承知願います。いずれの審査結果も、採択の可否を書面により通知します。

9 事業内容の変更及び事業の中止、廃止

交付決定を受けた後、本補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは本補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に承認を受けなければなりません。

なお、軽微な変更の場合は、承認の必要はありません。

(1) 提出書類について

① 事業内容を変更する場合

「美馬市創業等促進事業補助金変更承認申請書（様式第6号）」

② 事業を中止、廃止する場合

「美馬市創業等促進事業補助金取下げ申請書（様式第7号）」

(2) 軽微な変更

① 補助事業に要する経費全体の20%以内の減少となる変更をする場合

② 対象経費の区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20%以内の経費を流用する場合

③ 補助事業の要件及び事業の目的達成に支障を来たすおそれのない、事業計画の細部の変更をする場合

10 実績報告等

(1) 実績報告について

補助事業者は、補助事業の完了後（交付決定日時点ですでに開業している場合は交付決定の日）から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただく必要があります。

① 美馬市創業等促進事業補助金実績報告書（様式第9号）

② 事業実施状況報告書(様式第10号)

③ 収支決算書及び補助対象事業費実績内訳書(様式第11号)

④ 個人事業の開業届等届出書の写し（個人事業で申請時に未提出の場合）

⑤ 履歴事項全部証明書の写し（法人で申請時に未提出の場合）

⑥ 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する書類 ※申請時に提出している場合は不要です。

⑦ 交付申請者の住民票抄本（申請時以降に本市に移住した場合）

⑧ 外部調達による資金の内容及び状況がわかる資料

⑨ 補助対象経費の支払実績がわかる領収書及び写真等の資料

⑩ その他市長が必要と認める書類

11 その他

(1) 本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助金の交付決定の可否を問わず、一切支給しません。

(2) 提出された申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。

(3) 事業実施年度の翌年度から3年間、補助金交付者は、事業成果について事業実施状況報告書（様式第10号）により報告を行っていただきます。

- (4) 本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した年度の終了後5年間保存してください。
- (5) 要件を満たしていないにもかかわらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。
- (6) 本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決の全部又は一部を取り消します。
- (7) 補助金の交付日から5年を経過しないで対象事業を廃業、又は交付対象者が本市から転出したときは、市長がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、交付額の全部又は一部について返還を求めます。

別表1 補助対象経費

<p>(1) 店舗等借入費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市内の店舗、事業所及び事業専用駐車場の賃借料及び共益費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗又は事業所が住居を兼ねる場合における住居分に係る賃借料及び共益費 ・店舗及び事業所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・本市内の店舗、事業所及び事業専用駐車場の借入れに伴う仲介手数料
<p>(2) 工事費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗及び事業所として使用する建物を、新・増築し、又は改修するための工事費 ・賃貸物件を店舗及び事業所として使用する際の内装及び外装工事費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗又は事業所が住居を兼ねる場合における住居部分に係る工事費
<p>(3) 設備費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗及び事業所として使用する建物の電気、ガス、水道、空調、照明等に係る設備費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗又は事業所が住居を兼ねる場合における住居部分に係る電気、ガス、水道、空調、照明等に係る設備費
<p>(4) 備品購入費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な機械、製造装置、什器、電子機器等の購入費及び事業に用いるために必要となる改造に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、タブレット・テレビ・カメラ等汎用性があり目的外使用になり得るもの（ただし、主たる業種が日本標準産業分類の大分類G情報通信業に該当する場合はこの限りでない。） ・自動車、バイク、自転車（ただし、特殊車両、移動販売車、キッチンカー等業務に必要な車両の購入又は改造に要する経費は、この限りでない。）
<p>(5) 広報費（自社で行う広報に係る費用）</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広報宣伝費、パンフレットデザイン費、パンフレット印刷費、展示会出展費用、ホームページ制作費 ・宣伝に必要な派遣、役務等の契約による外部人材の費用 ・ダイレクトメールの郵送料、メール便等の実費 ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等費用 ・広報や宣伝のために購入した見本品や展示品

【対象とならない経費】

- ・切手の購入を目的とする費用
- ・電話代、インターネットプロバイダ料金等の通信費
- ・本補助事業と関係のない活動に係る広報費（補助事業にのみ係わった広報費と限定できないもの）

(6) 原材料費

【対象となる経費】

- ・試供品及びサンプル品の製作に係る経費（原材料費）として明確に特定できるもの

【対象とならない経費】

- ・主として販売のための原材料仕入れ及び商品仕入れとみなされるもの
- ・見本品（試着品・試食品）や展示品であっても、販売する可能性があるものの製作に係る経費

(7) 委託料

【対象となる経費】

- ・事業遂行に必要な業務の第三者に委託するために支払われる経費（市場調査委託料、デザイン委託料等）

【対象とならない経費】

- ・販売用商品の製造及び開発に係る委託料